

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて (令和5年度後期)

1. 特定事業所集中減算の概要

正当な理由なく、居宅介護支援事業所において前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた居宅介護支援給付管理の対象サービス（以下、訪問介護サービス等）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める居宅サービス計画の割合が100分の80を超えている場合には、特定事業所集中減算として、判定期間に呼応する減算適用期間中、すべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について、1月につき200単位を所定単位数から減算します。

2. 判定期間、市への報告期限、減算適用期間等

	判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

- 対象事業所の報告期限は、令和6年3月15日（金）消印有効となります。
- 80%を超えているにもかかわらず、期日までに宮崎市に報告がなされない場合は理由の有無に関わらず減算が適用されることとなりますのでご注意ください。
- 令和5年度前期の判定結果と令和5年度後期の判定結果が異なる場合は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要となります。
- 様式については、ホームページにある「3.特定事業所集中減算に係る届出書(届出書兼保存用)様式等(R5.後期)」をご参照ください。
- 提出が必要のない事業所についても算定を行い、様式①、様式②の5年間の保存が必要となりますので、ご注意ください。

※令和5年度前期分から、宮崎市へ提出する事業所の要件を次のとおり、変更しましたのでご注意ください。

○旧：すべての事業所が提出が必要



○新：様式①、様式②の算定結果が80%を超えている(正当な理由を含む)事業所が提出が必要

3. 算定方法

各事業所ごとに、当該事業所で判定期間に作成された居宅サービス計画（要介護1～5）のうち、訪問介護サービス等が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合は減算となります。

（具体的な計算式：例）

1. 訪問介護に係る紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数 ÷ 訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数

※訪問介護サービス等のいずれか1つでも80%を超えたら、全居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について、1件につき200単位を減算。

判定方法の例（通所介護の例）

【計算上の注意】

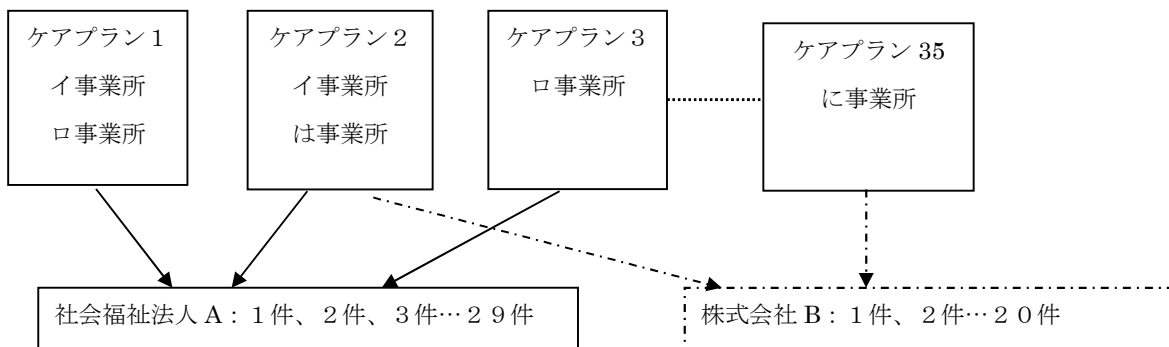
※ケアプラン1の場合のように、2以上の事業所が位置付けられており、開設者が同じ法人（A法人）である場合には、A法人を位置付けた1件の計画としてカウントします。

社会福祉法人 A が有する事業所 : イ事業所 ロ事業所

株式会社 B が有する事業所 : は事業所 に事業所

ケアプラン2の場合のように2以上の事業所が位置付けられ、開設者がそれぞれ違う(A法人、B法人)の場合、A法人を位置付けた計画として1件とカウントするとともに、B法人を位置付けた計画としても1件とカウントします。

※通所介護を位置付けた居宅サービス計画は、全部で35件



※紹介率最高法人は、A法人。通所介護を位置付けた居宅サービス計画35件に対する、A法人を位置付けた計画（29件）が占める割合は

$$29 \div 35 \times 100 = \underline{82.9\%}$$

（小数点第2位以下四捨五入）

→80%を超えているので、特定事業所集中減算の対象となる。

4. 判定様式

様式① 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書(提出兼保存用)」

様式② 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る判定表」

様式③ 「再計算書(「正当な理由」(5)又は(6)の場合)」

様式④ 「理由書」

(いずれもホームページに掲載)

▶様式②で紹介率最高法人を判定し、様式①により各サービスの紹介率最高法人の紹介率を算定してください。

▶判定した結果、1つのサービスでも紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた場合には、「正当な理由の範囲」に該当の有無にかかわらず、報告期限までに、判定様式を宮崎市介護保険課へ提出してください。

※正当な理由の範囲は、4ページの「5. 正当な理由の範囲(宮崎市における取扱い)(1)～(6)」になりますのでご確認ください。

▶80%を超えないサービスについても、すべて記載してください。

▶すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回、上記の様式による判定を行い、使用した判定様式については、判定の結果減算適用の有無に関わらず、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間保存してください。

【提出書類一覧表】

提出する書類		様式①	様式②	様式③	様式④	
いずれのサービスも紹介率が80%を超えなかった場合。		×(※1)	×(※1)	×	×	
いずれか1 のサービス でも紹介率 が80%を 超えた場合	正当な理由に該当しない	○	○	×	×	
	正当な理由 に該当する	(1)	○	○	×	×
		(2)	○	×	×	×
		(3)	○	○	×	×
		(4)	○	○	×	×
		(5)ア	○	○	○(※2)	○
		(5)イ①	○	○	○(※3)	×
		(5)イ②	○	○	○(※3)	○
(6)	○	○	○	×		

※1 宮崎市への提出は必要はありませんが、事業所内で様式①、様式②を5年間保存が必要となります。

※2 ①地域ケア会議等の議事録の写し、②提出した居宅サービス計画書(第1表～第3表)の写しを添付してください。

※3 ①アセスメントの写し、②居宅サービス計画(第1表～第7表)の写し(記録も含む)を提出してください。

※4 上記の添付書類は、できる限り両面コピーしたものを提出してください。

5. 正当な理由の範囲（宮崎市における取扱い）

「3. 算定方法」により80%を超えた場合、超えるに至った理由について「正当な理由」がある場合には、特定事業所集中減算の適用を受けません。

宮崎市では、平成27年9月以降、次に挙げる場合のみを正当な理由と判断します。

- (1) 居宅介護支援事業所が運営規程に定める通常の事業の実施地域に、訪問介護等の事業所が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合（通所介護については、地域密着型通所介護事業所を含んで計算した場合は地域密着型通所介護事業所数を含む。）

※例えば、通常の事業の実施地域に訪問介護事業所4事業所、通所介護事業所10事業所、福祉用具貸与事業所2事業所が所在する場合、訪問介護、福祉用具貸与で紹介率最高法人が80%を超えても減算の対象にはなりません。通所介護で紹介率最高法人が80%を超えた場合には、全居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について減算が適用されます。

※みなし指定事業所については介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外して計上する。

- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合
(3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
(4) 判定の結果80%を超えたサービスを位置づけた居宅サービス計画数が、判定期間の1月当たりの平均で10件以下である場合
(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると客観的な検証資料により認められる場合

具体的には以下のいずれかに該当するものとする。

ア 利用者からサービスの質が高い旨の理由書（様式④）を受けている場合であって、地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合。

イ 判定期間中に新規、更新、変更した居宅サービス計画について、アセスメントの結果、各種加算等の体制を届出ている事業所を位置付ける必要がある場合に、次の①もしくは②に該当するプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合。（該当するプランのアセスメント、居宅サービス計画第1表から第7表の写しの添付が必要。）

① 各種加算等の体制を届出ている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の実施地域内に1箇所しかない場合。

② 各種加算等の届け出ている事業所について、利用者が適切な情報提供を受け、複数の事業所を比較検討した結果が分かる理由書（様式④）の提出がある場合。

※②については、客観的な事実・数値等によって第三者からも質が高いことが明らかである必要があります。（例：介護給付費の割引の届出を行い利用料の割引を行っている。先駆的・先験的な国のモデル事業等として実施しているサービスがある。）

よって単に事業所が近傍である、他事業所との連携が取りやすい等の理由はサービスの質が高いとは認められません。

- (6) その他、地域的な事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由があると客観的な検証資

料により認められる場合（該当する居宅サービス計画を除外して再計算を行った結果、80%を超過しない場合）

<留意事項>

- ・紹介率最高法人が80%を超えた理由が、上記に該当する場合には、届出書の所定欄にその旨記載してください。
- ・上記のうち（5）（6）に該当するとして届出を行う場合には、様式③にて再計算を行い客観的な検証資料と一緒に提出してください。
- ・届出された正当な理由、提出された資料の内容等によっては、資料の提出、追加を求めたり、個別のヒアリングを実施する場合があります。また、正当な理由があるとは認められないとされた場合には、減算が適用されます。
- ・80%を超えているサービスがあるにも関わらず報告期限までに市に報告がなされない場合は、正当な理由の有無に関わらず減算が適用されます。

6. 提出先等

提出先 〒880-8505

宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市福祉部介護保険課事業支援係

提出 部数1部

提出方法 郵送のみ

封筒に「特定事業所減算関係書類在中」と朱書きしてください。

※届出書に提出確認が必要な事業所については、返信用封筒を同封してください。

7. その他

Q&Aです。参考にしてください。

（問1）給付管理を月遅れで行った場合、どの月の件数として算定すればよいか？

（答）サービス提供を行った月の件数としてカウントしてください。例えば、4月にサービス提供を行った分の給付管理票の提出を、月遅れで6月に行った場合には、4月分に計上してください。

（問2）通常の事業の実施地域について、市町村合併後の市町村単位で届け出ているが実態は旧市町村の地域を主としてサービス提供している。こうした実態に応じて通常の事業の実施地域を変更することは可能か。

（答）可能ですが、運営規程に定めるなどして適切に判断してください。なお、サービス提供地域の実態については変更届出時に確認することがありますので、客観的な検証資料を備えて置いてください。

（問3）（5）のアでは地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているケースについて、どのような資料で証明すればいいか。

（答）会議の議事録（開催日時、出席者名、議事の詳細が記載されているもの）の写し及び提出された

居宅サービス計画の写し（第1表～第3表）で確認します。

（問4）（5）のイを設定した主旨は何か。

（答）本減算の主旨は、居宅介護支援事業所による特定の居宅サービス事業所への意図的な集中利用を抑止することです。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条第2項においては「指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。」とされています。このように、公正、中立な立場で利用者の選択を支援するのが介護支援専門員の重要な役割となっていますので、平成27年度改正に伴い、改めて、この基本に立ち返るため設定した条件です。

また、居宅サービス計画は個々の利用者の特性に応じて作成されるものですので、事業所を選択する理由も利用者によってさまざまであるはずですが、このため、正当な理由に該当するものとして提出された居宅サービス計画や理由書が、全て同じ加算の算定によるものであるような場合などは、正当な理由に該当しないこともありますので留意ください。

（問5）（5）のイで言う「各種加算等の体制を届出している」とは何か。

（答）介護給付費算定に関する届出書における届出内容のことです。（割引等も含む）。

なお、加算等を届け出していないが、同等の体制にあるものとして客観的な検証資料の提出があった場合も含まれます。

（問6）（6）で言う諸般の事情とはどのようなことを想定しているか？

（答）災害や他事業所の休止、廃止等で引き継がざるを得なかった事例や、支援困難として市町村や地域包括支援センターから依頼があった事例を想定しています。

（問7）平成28年4月1日から当減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多いが、通所介護と地域密着型通所介護と分けて計算する必要があるのか。

（答）通所介護と地域密着型通所介護の紹介率については、2つのサービスの位置づけのある居宅サービスを合算して算出してかまいません。（実質、移行前の算出方法から変更なし。）